

平成 30 年第 13 回 議会運営委員会

【日時】平成 30 年 11 月 19 日(月)午前 10 時～

【場所】第 1 委員会室

- 1 開会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項

- (1) 第 4 回定例会提出議案の概要について

資料 No.1・2

執行機関側提出議案 29 件

- ア 報告案件 3 件
- イ 人事案件 0 件
- ウ 条例案件 11 件
- エ 一般案件 9 件
- オ 予算案件 6 件

- (2) 議案の取り扱いについて

資料 No.3・4

ア 議案の取扱い

イ 議案に対する質疑通告の提出期限 (11/21 (水) 午後 5 時)

- (3) 第 4 回定例会の日程について

資料 No.5

ア 定例会の日程

選挙管理委員及び補充員の選挙

イ 各通告の提出期限 監査報告に対する質疑通告 (11/21 (水) 午後 5 時)

代表・一般質問通告 (11/27 (火) 午後 5 時)

- (4) 代表・一般質問の時間配分について

代表質問 ※ユニット方式による				
会派名	上限	質問者	時間	ユニット分
会派のぞみ	120 分		分	分
公明党	120 分		分	分
会派みらい	120 分		分	分
日本共産党	100 分		分	分
市民パワー	100 分		分	分
計	560 分		分	

一般質問					
会派名	配分	ユニット分	調整分 110 分	合計	質問者 (時間)
会派のぞみ	110 分	分	分	分	
公明党	30 分	分	分	分	
会派みらい	30 分	分	分	分	
日本共産党		分		分	
市民パワー		分		分	
計	170		110		

※調整分 110 分のうち 30 分は議長及び監査委員の選出以外の会派優先

- 5 日 (水) 代表質問 (会派のぞみ→公明党→会派みらい)
- 6 日 (木) 代表質問 (日本共産党→市民パワー) / 一般質問
- 7 日 (金) 一般質問 / 追加議案・請願陳情上程

(5) 平成 31 年第 1 回定例会の日程について

資料 No. 6

(6) 飯田市議会における反問権の付与の検討について（最終報告）

資料 No. 7

議会の自律的な運営事項

(7) 平成 30 年度議会報告会の開催結果等について

資料 No. 8

(8) 平成 31 年度議会費の予算要求について

別紙 資料

(9) 視察研修（10 月 17・18 日実施）に係る意見交換について

資料 No. 9

(10) 予算決算の議案審査について

資料 No.10

(11) その他

ア 当面の日程（いずれも午前 9 時開会 第 1 委員会室）

中日議運 12 月 5 日(水)

閉会日議運 12 月 18 日(火)

4 閉会

平成30年飯田市議会第4回定例会まとめ（11月26日提出分）

総括	
報告案件	3件
人事案件	0件
条例案件	11件
一般案件	9件
予算案件	6件

計	29件
---	-----

案件の概要

-
- 報告第34号 (1) 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
【固定資産税に係る相続人調査において市が誤ってした相続手続きを依頼する通知により、不要な相続放棄の手続きを行った費用に係る賠償額を36,360円と定め、平成30年9月18日に専決処分したものの。】
- (2) 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
【固定資産税に係る相続人調査において市が誤ってした相続手続きを依頼する通知により、不要な相続放棄の手続きを行った費用に係る賠償額を5,068円と定め、平成30年10月25日に専決処分したものの。】
- 報告第35号 (1) 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
【平成30年7月11日に発生した自動車事故による物的損害に係る賠償額を75,006円と定め、平成30年9月5日に専決処分したものの。】
- (2) 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
【平成30年7月19日に発生した自動車事故による物的損害に係る賠償額を31,011円と定め、平成30年10月18日に専決処分したものの。】
- (3) 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
【平成30年5月23日に発生した自動車事故による人的損害に係る賠償額を52,160円と定め、平成30年11月5日に専決処分したものの。】
- 報告第36号 (1) 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
【平成30年9月8日に発生した市道管理の瑕疵による物的損害に係る賠償額を28,804円と定め、平成30年11月5日に専決処分したものの。】
- (2) 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
【平成30年10月10日に発生した市道管理の瑕疵による物的損害に係る賠償額を21,062円と定め、平成30年11月5日に専決処分したものの。】
-
- 議案第116号 飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
【建築基準法の一部改正により創設された、建築物の接道規制の適用除外手続きに関する特例認定に係る手数料について、条例に規定しようとするもの。】
- 議案第117号 飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
【三穂下瀬第4地域振興住宅の新設に伴い、名称及び設置場所の規定を加えようとするもの。】
- 議案第118号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
【学校教育法の一部改正による専門職大学及び専門職短期大学の創設に伴い、条例の一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に係る規定について、所要の改正を行おうとするもの。】
- 議案第119号 飯田市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
【児童福祉法に規定する障害児通所支援に居宅訪問型児童発達支援が追加されたため、条例に所要の改正を行おうとするもの。】

- 議案第120号 飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
【厚生労働省令の一部改正に伴い、食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大等、条例に所要の改正を行おうとするもの。】
- 議案第121号 飯田市保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
【飯田市上郷保健センターの改築に伴い、当該保健センターの所在地を改めようとするもの。】
- 議案第122号 飯田市工業技術研修施設条例を廃止する条例の制定について
【産業振興と人材育成の拠点の整備に伴い飯田市工業技術研修施設を廃止するため、条例を廃止しようとするもの。】
- 議案第123号 飯田市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
【学校教育法の一部改正による専門職大学及び専門職短期大学の創設に伴い、条例の布設工事監督者の資格等に係る規定について、専門職大学前期課程修了者を含む旨の改正を行おうとするもの。】
- 議案第124号 飯田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
【学校教育法の一部改正による専門職大学及び専門職短期大学の創設に伴い、条例の放課後児童支援員の基準のうち、専門職大学前期課程修了者を含む旨の改正を行おうとするもの。】
- 議案第125号 飯田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
【上郷公民館の建替えに伴い、位置及び施設料金表の改正を行おうとするもの。】
- 議案第126号 飯田市長の選挙におけるピラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
【公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員選挙におけるピラの作成を公費負担とするため、条例に所要の改正を行おうとするもの。】
-
- 議案第127号 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市下久堅ふれあい交流館）
【下久堅地区まちづくり委員会を飯田市下久堅ふれあい交流館の指定管理者として、平成31年3月1日から平成34年3月31日までの間、指定したいとするもの。】
- 議案第128号 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市福祉会館）
【社会福祉法人飯田市社会福祉協議会を飯田市福祉会館の指定管理者として、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの間、指定したいとするもの。】
- 議案第129号 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市南信濃福祉研修センター）
【社会福祉法人飯田市社会福祉協議会を飯田市南信濃福祉研修センターの指定管理者として、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの間、指定したいとするもの。】
- 議案第130号 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市南信濃障害者等活動支援センター）
【社会福祉法人飯田市社会福祉協議会を飯田市南信濃障害者等活動支援センターの指定管理者として、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間、指定したいとするもの。】
- 議案第131号 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市デイサービスセンター）
【社会福祉法人飯田市社会福祉協議会ほか計4団体を飯田市デイサービスセンター8施設の指定管理者として、平成31年4月1日から3年又は5年の間、指定したいとするもの。】
- 議案第132号 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市南信濃高齢者共同住宅）
【社会福祉法人飯田市社会福祉協議会を飯田市南信濃高齢者共同住宅の指定管理者として、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間、指定したいとするもの。】

- 議案第133号 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市介護予防拠点施設）
【社会福祉法人飯田市社会福祉協議会を飯田市介護予防拠点施設の指定管理者として、平成31年1月1日から平成40年3月31日までの間、指定したいとするもの。】
- 議案第134号 損害賠償の額を定めることについて
【平成30年9月5日に発生した市道管理の瑕疵による物的損害に係る賠償額を741,463円と定めたいとするもの。】
- 議案第135号 工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化整備工事）
【契約金額 988,200千円 契約の相手方 株式会社富士通ゼネラル】

-
- 議案第136号 平成30年度飯田市一般会計補正予算（第7号）案
【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ353,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47,041,043千円とする。】
- 議案第137号 平成30年度飯田市一般会計補正予算（第8号）案
【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,548,331千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48,589,374千円とする。】
- 議案第138号 平成30年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案
【事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,506千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,416,506千円とする。】
- 議案第139号 平成30年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第2号）案
【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,628千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11,530,595千円とする。】
- 議案第140号 平成30年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）案
【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ630千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ712,030千円とする。】
- 議案第141号 平成30年度飯田市病院事業会計補正予算（第1号）案
【収益的収入の予定額に150,000千円、収益的支出の予定額に120,000千円をそれぞれ追加し、収益的収入の予定額を12,849,000千円、収益的支出の予定額を13,213,000千円とする。】
-

飯田市総務部財政課

◎平成30年度一般会計補正予算(第7号)案について

1 補正額 353,000 千円

2 主な内容

- 9月30日～10月1日 台風24号豪雨(24時間雨量140.5mm、最大時間雨量27.5mm)による災害復旧費
 - 市道 351,000千円 33カ所【うち補助2】(羽場1、上久堅1、三穂4、山本3、伊賀良1、上郷5、南信濃18)
 - 河川 1,300千円 1カ所(伊賀良1)
 - 資材等購入 700千円 バリケード等

総括(歳入)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の主な内容	単位:千円
09 地方交付税	11,117,025	18,800	11,135,825	普通交付税	
13 国庫支出金	5,750,912	200,100	5,951,012	公共土木施設災害復旧事業負担金	
20 市債	4,741,100	134,100	4,875,200	補助災害復旧事業債(公共土木) 100,600、単独災害復旧事業債(公共土木) 33,500	
歳入合計	46,688,043	353,000	47,041,043		

総括(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			補正額の主な内容
				特定財源		一般財源	
				国庫支出金	地方債		
11 災害復旧費	611,040	353,000	964,040	200,100	134,100	18,800	土木施設補助災害復旧事業 300,700 土木施設単独災害復旧事業 52,300
歳出合計	46,688,043	353,000	47,041,043	200,100	134,100	18,800	

◎平成30年度一般会計補正予算(第8号)案について

1 補正額 1,548,331 千円

2 主な内容

- ・小中学校普通教室への国庫補助を活用した空調整備 1,314,941千円
- ・通学路等の危険ブロック塀等除去に対する補助金の新設 3,000千円
- ・寄附見込の増に伴うふるさと飯田応援交付金の増額 1,000千円
- ・設計者妹島和世氏からの寄附による小笠原資料館の補修 2,000千円
- ・匿名者からの寄附の美術品等取得基金への積立 100千円

- ・学校施設ブロック塀緊急対応工事に對する補助金・起債の充当 補助金 1,547千円、起債 3,000千円
- ・産業振興と人材育成の拠点整備事業費の増額 工事費 47,000千円、広域連合負担金 3,804千円
- ・下久堅地区が行う瀧澤医院の改修に對する文化財保護事業補助金 207千円
- ・塩尻鉄工株式会社(岡谷市)からの寄附を活用した小学校の備品購入 2,000千円

総括(歳入)

単位:千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の主な内容
08 地方特例交付金	60,000	1,688	61,688	地方特例交付金
09 地方交付税	11,135,825	62,663	11,198,488	普通交付税
13 国庫支出金	5,951,012	302,107	6,253,119	ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金 198,181(ブロック塀 1,547 空襲 196,634) 障害者自立支援給付費負担金 114,720 生活保護措置負担金 82,500 障害者自立支援給付費等負担金(過年度分) 44,832 障害児施設措置費等負担金 33,424 道整備交付金 △31,750 社会資本整備総合交付金(道路整備) △146,773 ほか
14 県支出金	2,898,052	83,801	2,981,853	障害者自立支援給付費負担金 57,360 障害児通所給付費等負担金 16,712 園芸特産振興事業補助金 2,265 ほか
15 財産収入	34,596	3,177	37,773	土地売却収入(地域計画)
16 寄附金	169,397	5,100	174,497	小学校寄附金 2,000 文化財保護寄附金 2,000 自治振興寄附金 1,000 美術博物館寄附金 100
18 繰越金	644,578	164,458	809,036	繰越金
19 諸収入	2,777,151	△ 90,763	2,686,388	道路橋りょう測量設計業務受託事業収入 △142,412 新産業クラスター事業負担金返還金 2,778 産業振興と人材育成の拠点整備事業受託収入 47,000 ほか
20 市債	4,875,200	1,016,100	5,891,300	義務教育施設整備事業債(補正予算) 1,119,800(ブロック塀 3,000 空調 1,116,800) 公共事業等債 △117,100 過疎対策事業債 11,800 ほか
歳入合計	47,041,043	1,548,331	48,589,374	

総括(歳出)

単位:千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				補正額の主な内容	
				特定財源		一般財源			
				国県支出金	地方債	その他			
02 総務費	4,511,081	31,000	4,542,081			1,000	30,000	市税還付金 30,000 田舎へ還ろう戦略支援事業 1,000	
03 民生費	15,242,658	501,861	15,744,519	311,910			189,951	総合支援介護給付事業 126,888 生活保護措置 110,000 総合支援訓練等給付事業 95,596 障害児通所支援 70,296 後期高齢者医療関係一般経費 63,460 臨時福祉給付金給付事業費 12,469 ほか	
04 衛生費	4,628,259	3,117	4,631,376	450			2,667	斎苑管理費 1,769 一般廃棄物最終処分場管理費 651 斎苑施設整備事業 535 ほか	
06 農林水産業費	1,206,982	29,480	1,236,462	6,119		24	23,337	間伐促進対策事業 11,725 森林病害虫対策事業 7,747 みん家で支える里山整備事業 4,920 果樹・野菜等振興事業 2,265 国土調査事業(補) 2,800 ほか	
07 商工費	2,552,083	61,658	2,613,741			49,778	11,880	産業振興と人材育成の拠点整備事業 50,804 南信濃観光施設管理費 7,636 新産業クラスター事業 2,778 他	
08 土木費	5,473,155	△ 430,662	5,042,493	△ 178,523	△ 116,300	△ 142,412	6,573	社会资本整備総合交付金事業(道路整備) △ 340,202 道路整備交付金事業 △ 63,500 防災・安全交付金事業(道路整備) △ 46,970 橋りょう補修事業 11,308 ほか	
09 消防費	1,473,471	4,715	1,478,186			1,836	2,879	災害対策一般経費 4,715	
10 教育費	5,227,828	1,332,185	6,560,013	198,181	1,120,600	4,100	9,304	小学校空調設備整備事業費 876,420 中学校空調設備整備事業費 438,521 小学校管理一般経費 3,046 文化財管理事業 2,373 要保護・障害児児童援助費 2,149 小学校教育振興事業 2,000 公民館管理・運営費 1,750 中学校管理一般経費 1,737 美術博物館管理費 1,472 ほか	
13 諸支出金	66,806	14,977	81,783		11,800	3,177	0	0	過疎地域自立促進基金積立 11,800 ふるさと基金積立 3,177
歳出合計	47,041,043	1,548,331	48,589,374	338,137	1,016,100	△ 82,497	276,591		

平成30年飯田市議会第4回定例会
議案一覧表

11月26日上程分

◎ 報告議案 (3件)	
報告第34号	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
報告第35号	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
報告第36号	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

◎ 災害復旧に伴う補正予算案 (1件)	
議案第136号	平成30年度飯田市一般会計補正予算(第7号)案

**平成30年飯田市議会第4回定例会
付託議案一覧表**

11月26日上程分

【分割付託分】

◎ 分割付託議案 (1件)	
議案第137号	平成30年度飯田市一般会計補正予算(第8号)案

【一括付託分】

◎ 総務委員会付託議案 (6件)	
議案第116号	飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第117号	飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第118号	廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第126号	飯田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第127号	公の施設の指定管理者の指定について(飯田市下久堅ふれあい交流館)
議案第135号	工事請負契約の締結について(防災行政無線デジタル化整備工事)

◎ 社会文教委員会付託議案 (15件)	
議案第119号	飯田市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第120号	飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第121号	飯田市保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第124号	飯田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第125号	飯田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第128号	公の施設の指定管理者の指定について(飯田市福祉会館)
議案第129号	公の施設の指定管理者の指定について(飯田市南信濃福祉研修センター)
議案第130号	公の施設の指定管理者の指定について(飯田市南信濃障害者等活動支援センター)
議案第131号	公の施設の指定管理者の指定について(飯田市デイサービスセンター)
議案第132号	公の施設の指定管理者の指定について(飯田市南信濃高齢者共同住宅)
議案第133号	公の施設の指定管理者の指定について(飯田市介護予防拠点施設)
議案第138号	平成30年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案

議案第139号	平成30年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第2号）案
議案第140号	平成30年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）案
議案第141号	平成30年度飯田市病院事業会計補正予算（第1号）案

◎ 産業建設委員会付託議案 (3件)	
議案第122号	飯田市工業技術研修施設条例を廃止する条例の制定について
議案第123号	飯田市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第134号	損害賠償の額を定めることについて

平成30年飯田市議会第4回定例会
議案一覧表

11月26日上程分

◎ 報告議案 (3件)	
報告第34号	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
報告第35号	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
報告第36号	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

平成30年飯田市議会第4回定例会 付託議案一覧表

11月26日上程分

【分割付託分】

◎ 分割付託議案 (1件)	
議案第136号	平成30年度飯田市一般会計補正予算(第7号)案
議案第137号	平成30年度飯田市一般会計補正予算(第8号)案

【一括付託分】

◎ 総務委員会付託議案 (6件)	
議案第116号	飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第117号	飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第118号	廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第126号	飯田市長の選挙におけるピラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第127号	公の施設の指定管理者の指定について(飯田市下久堅ふれあい交流館)
議案第135号	工事請負契約の締結について(防災行政無線デジタル化整備工事)

◎ 社会文教委員会付託議案 (15件)	
議案第119号	飯田市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第120号	飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第121号	飯田市保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第124号	飯田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第125号	飯田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第128号	公の施設の指定管理者の指定について(飯田市福祉会館)
議案第129号	公の施設の指定管理者の指定について(飯田市南信濃福祉研修センター)
議案第130号	公の施設の指定管理者の指定について(飯田市南信濃障害者等活動支援センター)
議案第131号	公の施設の指定管理者の指定について(飯田市デイサービスセンター)
議案第132号	公の施設の指定管理者の指定について(飯田市南信濃高齢者共同住宅)
議案第133号	公の施設の指定管理者の指定について(飯田市介護予防拠点施設)
議案第138号	平成30年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案

議案第139号	平成30年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第2号）案
議案第140号	平成30年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）案
議案第141号	平成30年度飯田市病院事業会計補正予算（第1号）案

◎ 産業建設委員会付託議案 (3件)	
議案第122号	飯田市工業技術研修施設条例を廃止する条例の制定について
議案第123号	飯田市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第134号	損害賠償の額を定めることについて

議案第137号 平成30年度飯田市一般会計補正予算（第8号）案
付託表

【総務委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
8 地方特例交付金	1 地方特例交付金	1 地方特例交付金	14
9 地方交付税	1 地方交付税	1 地方交付税	14
13 国庫支出金	2 国庫補助金	3 民生費国庫補助金関係分	14
14 県支出金	2 県補助金	4 衛生費県補助金	16
16 寄附金	1 寄附金	2 総務費寄附金	16
18 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	16
19 諸収入	5 雑入	1 雑入関係分	18
20 市債	20 市債	8 土木債	18
		10 教育債	18
		19 過疎地域自立促進基金債	18

2 歳出

款	項	目	議案頁
2 総務費	1 総務管理費	5 自治振興費	20
	2 徴税費	3 徴収費	20
3 民生費	1 社会福祉費	6 国民年金費	22
4 衛生費	1 保健衛生費	4 環境衛生費	26
		5 環境保全費	26
	2 清掃費	2 ごみ処理費	26
9 消防費	1 消防費	5 災害対策費	32
13 諸支出金	1 積立金	1 積立金	36

3 地方債補正

【社会文教委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
13 国庫支出金	1 国庫負担金	3 民生費国庫負担金	14
		3 民生費国庫補助金関係分	14
	2 国庫補助金	10 教育費国庫補助金	14
14 県支出金	1 県負担金	3 民生費県負担金	16
	2 県補助金	3 民生費県補助金	16
16 寄附金	1 寄附金	10 教育費寄附金	16

2 歳出

款	項	目	議案頁	
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	20	
		2 社会援護費	20	
		3 障害者福祉費	20	
		4 老人福祉費	22	
		7 医療費給付費	24	
		8 臨時福祉給付金給付費	24	
	2 児童福祉費	2 児童措置費	24	
		3 ひとり親家庭福祉費	24	
		9 障害児支援費	24	
	3 生活保護費	1 生活保護費	24	
	10 教育費	2 小学校費	1 小学校管理費	32
			2 小学校教育振興費	34
3 小学校建設費			34	
3 中学校費		1 中学校管理費	34	
		2 中学校教育振興費	34	
		3 中学校建設費	34	
5 社会教育費		3 文化財保護費	36	
		4 公民館費	36	
		5 図書館費	36	
		6 美術博物館費	36	
6 保健体育費		3 社会体育学校開放費	36	

3 繰越明許費

【産業建設委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
13 国庫支出金	2 国庫補助金	8 土木費国庫補助金	14
14 県支出金	2 県補助金	6 農林水産業費県補助金	16
15 財産収入	2 財産売払収入	1 不動産売払収入	16
19 諸収入	4 受託事業収入	7 商工費受託事業収入	18
		8 土木費受託事業収入	18
	5 雑入	1 雑入関係分	18

2 歳出

款	項	目	議案頁
6 農林水産業費	1 農業費	3 農政対策費	26
		4 農業振興費	26
		9 国土調査事業費	26
7 商工費	1 商工費	2 林業費	26
		4 観光費	28
8 土木費	2 道路橋りょう費	5 工業振興費	28
		3 道路新設改良費	30
	4 橋りょう維持費	30	
	3 河川費	1 河川総務費	30
	4 都市計画費	3 街路事業費	30
		5 公園費	32
	5 住宅費	2 建築指導費	32
3 住宅建設費		32	

3 債務負担行為補正

議案第136号 平成30年度飯田市一般会計補正予算（第7号）案
付託表

【総務委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
9 地方交付税	1 地方交付税	1 地方交付税	10
20 市債	1 市債	11 災害復旧債	10

2 歳出
なし

3 地方債補正

【産業建設委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
13 国庫支出金	1 国庫負担金	11 災害復旧費負担金	10

2 歳出

款	項	目	議案頁
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	12
		10 土木施設単独災害復旧事業費	12

平成30年飯田市議会第4回定例会

自 平成30年11月26日
会期 23日間
至 平成30年12月18日
日 程 表

月	日	曜日	日 程
11	26	月	<p>開 会 平成30年11月26日 午前10時</p> <p>開 議</p> <p>日程第1 会議成立宣言</p> <p>日程第2 会期の決定</p> <p>日程第3 議案説明者出席要請報告</p> <p>日程第4 会議録署名議員指名</p> <p>日程第5 市長挨拶</p> <p>日程第6 監査報告</p> <p>日程第7 選挙管理委員及び補充員の選挙</p> <p>日程第8 報告（3件） 報告第34号から報告第36号まで</p> <p>日程第9 議案審議 (1) 災害復旧に伴う補正予算案（1件） 議案第136号 説明、質疑、討論及び採決 (2) 委員会付託議案（25件） 議案第116号から議案第135号まで及び 議案第137号から議案第141号まで 説明、質疑及び委員会付託 (3) 追加議案（ 件）（あれば） 議案第 号から議案第 号まで 説明、質疑及び委員会付託</p> <p>散 会</p>

第2日以降日程予定表

月	日	曜日	日	程
	27	火	代表・一般質問通告締め切り	午後5時まで
	28	水	市長へ代表・一般質問通告	午後3時まで
	29	木		
	30	金		
12	1	土		
	2	日		
	3	月		
	4	火		
	5	水	議会運営委員会 午前10時 開議 日程第1 会議成立宣言 日程第2 会議録署名議員指名 日程第3 代表質問 延 会	午前9時 第1委員会室
	6	木	午前10時 開議 日程第1 会議成立宣言 日程第2 会議録署名議員指名 日程第3 代表・一般質問 延 会	
	7	金	午前9時 開議 日程第1 会議成立宣言 日程第2 会議録署名議員指名 日程第3 一般質問 日程第4 議案審議 (あれば) (1) 追加議案 (件) 委員会付託議案 議案第 号から議案第 号まで 説明、質疑及び委員会付託 日程第5 請願、陳情上程 (請願 件、陳情 件) (あれば) 委員会付託 散 会	
	8	土		
	9	日		
	10	月	総務委員会	午前10時 第1委員会室
	11	火	社会文教委員会	午前10時 第1委員会室
	12	水	産業建設委員会	午前10時 第1委員会室
	13	木	委員会予備日	
	14	金	リニア推進特別委員会	午前10時 第1委員会室
	15	土		
	16	日		

17	月	
		議会運営委員会 午前9時 第1委員会室
18	火	<p>午前10時 開議</p> <p>日程第1 会議成立宣言</p> <p>日程第2 会議録署名議員指名</p> <p>日程第3 委員長報告</p> <p>日程第4 議案審議</p> <p>(1) 委員会付託議案 委員長報告、質疑、討論及び採決</p> <p>(2) 追加議案 (あれば)</p> <p>ア 委員会付託議案 議案第 号から議会議案第 号まで 説明、質疑及び委員会付託 委員長報告、質疑、討論及び採決</p> <p>イ 議会議案 議会議案第 号から議会議案第 号まで 質疑、討論及び採決</p> <p>日程第5 請願、陳情上程 (あれば) 委員会付託</p> <p>日程第6 閉会中の継続審査の申し出 (あれば)</p> <p>日程第7 議員派遣</p> <p>閉 会</p>

平成30年飯田市議会第4回定例会

自 平成30年11月26日
会期 23日間
至 平成30年12月18日
日 程 表

月	日	曜日	日 程
11	26	月	<p>開 会 平成30年11月26日 午前10時</p> <p>開 議</p> <p>日程第1 会議成立宣言</p> <p>日程第2 会期の決定</p> <p>日程第3 議案説明者出席要請報告</p> <p>日程第4 会議録署名議員指名</p> <p>日程第5 市長挨拶</p> <p>日程第6 監査報告</p> <p>日程第7 選挙管理委員及び補充員の選挙</p> <p>日程第8 報告（3件） 報告第34号から報告第36号まで</p> <p>日程第9 議案審議 (1) 委員会付託議案（26件） 議案第116号から議案第141号まで 説明、質疑及び委員会付託 議案第136号 総務委員会 第I委員会室 産業建設委員会 第I委員会室 委員長報告、質疑、討論及び採決</p> <p>(2) 追加議案（ 件）（あれば） 議案第 号から議案第 号まで 説明、質疑及び委員会付託</p> <p>散 会</p>

平成31年飯田市議会第1回定例会 会議日程（案）

月	日	曜日	日 程	備 考
2	19	火	告示・議会運営委員会（午前10時）	
	20	水	請願・陳情締切り（午後5時まで）	
	21	木		
	22	金	全員協議会（午前10時）	
	23	土		
	24	日		
	25	月		
	26	火	開会（午前10時）	
	27	水	一般質問通告締切り（午後5時まで）	
	28	木	市長へ一般質問通告（午後3時まで）	
3	1	金		
	2	土		
	3	日		
	4	月		
	5	火		
	6	水	中日議会運営委員会（午前9時）・一般質問（午前10時）	
	7	木	一般質問（午前9時）	
	8	金	総務委員会（午前9時）	
	9	土		
	10	日		
	11	月	社会文教委員会（午前9時）	
	12	火	社会文教委員会（午前9時）	
	13	水	産業建設委員会（午前9時）	
	14	木	産業建設委員会（午後1時）	小・中学校卒業式
	15	金	総務委員会（午後1時）	小・中学校卒業式
	16	土		小・中学校卒業式
	17	日		
	18	月	リニア推進特別委員会（午前10時） 委員会予備日（午後）	
	19	火		
	20	水	閉会日議会運営委員会（午前9時）・閉会（午前10時）	

平成 31 年第 1 回定例会の委員会日程について

☐議会年間計画による日程

- ・委員会開催日として7日を確保しています。計画では、総務委員会から順に1日ずつ開催日を確保し、残りは予備日としています。ただし実際には、14、15日は、小中学校の卒業式が予定されているため午後1時開会、18日は、午前10時からリニア推進特別委員会の開催を予定するため、午後の開会が想定されます。

☐31年第1回定例会 委員会審査 日程(案)

- ・第1回定例会の委員会審査では、当初予算案の審査を行うため各委員会とも複数日を想定していますが、卒業式が予定されており同じ条件で、連続した日を確保することはできません。
- ・昨年より、事前(第4回定例会告示議運)に日程を確認し、議員、執行機関側ともに事前周知をしているため、同様に日程の確認をお願いします。

3月	開会	当初年間日程	案 その1	案 その2	備考
8	金 午前9時	★総務	★総務	★総務	
9	土				
10	日				
11	月 午前9時	◆社会文教	◆社会文教	◆社会文教	
12	火 午前9時	●産業建設	◆社会文教	●産業建設	
13	水 午前9時	予備日	●産業建設	◆社会文教	
14	木 午後1時	予備日	●産業建設	★総務	小中学校卒業式
15	金 午後1時	予備日	★総務	●産業建設	小中学校卒業式
16	土				小中学校卒業式
17	日				
18	月 午前10時 午後1時?	リニア推進特別 予備日	リニア推進特別 予備日	リニア推進特別 予備日	
審査日数		総務1日+α 社文1日+α 産建1日+α	総務1日半 社文2日 産建1日半	総務1日半 社文2日 産建1日半	

【参考】過去3年間の委員会審査時間(事務事業数:社文>産建>総務)

年	総務委員会	社会文教委員会	産業建設委員会
28年 第1回	6時間35分 議案27、請願陳情3	9時間1分 議案19	10時間39分 議案17、請願陳情2
29年 第1回	4時間44分 議案11	6時間47分 議案14、請願陳情1	6時間40分 議案17、請願陳情1
30年 第1回	6時間51分 議案16、請願陳情4	11時間23分 議案23、請願陳情2	6時間53分 議案18、請願陳情1

※28年の産業建設委員会及び30年の社会文教委員会の審査では、議員間自由討議を実施した。29年に当初予算の説明方法が変わったことにより、いずれの委員会においても審査時間の短縮が見られた。

30 飯議第 180 号
平成 30 年 11 月 16 日

飯田市議会
議長 清水 勇 様
議会運営委員会
委員長 村松 まり子 様

議会改革推進会議
委員長 後藤 荘一

飯田市議会における反問権の扱いについて（答申）

平成 29 年 9 月 13 日の議会運営委員会の決定により、議会改革推進会議へ諮問のあった「飯田市議会における反問権の検討について」（平成 29 年 8 月 23 日付け 29 飯企第 173 号）については、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

「飯田市議会における反問権の扱い」

2 中間報告（平成 30 年 3 月 22 日）の内容

飯田市議会は、市の意思決定の場としての議会における議論を尽くすため、市執行機関に反問権を付与する方向で検討する。

（議会での反問権付与の理由）

- (1) 市議会は「言論の府」であり、市の意思決定の場であることから、よりの確な議論が行われることが期待される。
- (2) 市議会における議論は、市民の福祉の増進に資するための政策実現に向けたものであることから、その内容が理解されるために、論点や争点が市民に明確に伝わる必要がある。
- (3) 反問権の付与により議論の活性化が図られることは、議員個々の資質向上にもつながり、もって議会力の向上に寄与することが期待される。

3 答申内容（最終）

中間報告でまとめた反問権付与の理由に基づき、反問権を付与している県内市議会の視察や他議会の事例も研究しながら、飯田市議会としてどのように反問権を扱うのが最適であるかを議論した。

その結果、反問権を付与する方向で「飯田市議会会議規則の一部を改正する規則（案）」及び「飯田市議会における反問権の実施要綱（案）」としてまとめた。

なお、要綱案の第5条（その他）のとおり、要綱に定めるもののほか必要な事項は、議会運営委員会において協議し、運用指針としてまとめることとしてあるが、「反問権の運用指針（案）」及び「反問の具体的な運用例」を議会改革推進会議でまとめた。

また、議会改革推進会議としては、平成30年第4回定例会で会議規則の改正及び実施要綱を制定し、平成31年第1回定例会からの運用を目指して、議論を進めてきた。

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第63条の次に次の1条を加える。

（質疑及び質問に対する反問）

第63条の2 法第121条第1項の規定により議場に出席した者で、議案に関する質疑に対して答弁するものは、当該質疑の趣旨を明確にするため、議長の許可を得て、当該質疑を行った議員に対して反問することができる。

2 第62条第1項及び前条第1項に規定する質問に対して答弁する者は、当該質問の趣旨を明確にするため、議長の許可を得て、当該質問を行った議員に対して反問することができる。

第112条の次に次の1条を加える。

（質疑に対する反問）

第112条の2 第91条第1項第2号の質疑に対して答弁する者は、当該質疑の趣旨を明確にするため、委員長長の許可を得て、当該質疑を行った委員に対して反問することができる。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

飯田市議会会議規則新旧対照表

(最終 平成27年6月26日飯田市議会規則第1号)

改正後 (案)	現行
<p><u>(質疑及び質問に対する反問)</u></p> <p><u>第63条の2 法第121条第1項の規定により議場に出席した者で、議案に関する質疑に対して答弁するものは、当該質疑の趣旨を明確にするため、議長の許可を得て、当該質疑を行った議員に対して反問することができる。</u></p> <p><u>2 第62条第1項及び前条第1項に規定する質問に対して答弁する者は、当該質問の趣旨を明確にするため、議長の許可を得て、当該質問を行った議員に対して反問することができる。</u></p> <p><u>(質疑に対する反問)</u></p> <p><u>第112条の2 第91条第1項第2号の質疑に対して答弁する者は、当該質疑の趣旨を明確にするため、委員長の許可を得て、当該質疑を行った委員に対して反問することができる。</u></p>	

飯田市議会における反問権の実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、飯田市議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び協議の場（以下「本会議等」という。）における反問権の行使に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 反問 本会議等での議員の質疑又は質問に対し答弁を的確に行うため、その趣旨を明確にすることを目的として、答弁者が議員に質問することをいう。
- (2) 反問権 反問を行うことができることをいう。
- (3) 答弁者 本会議等で議員の質疑又は質問に対して答弁を行う者をいう。

（反問権の行使）

第3条 答弁者は、本会議等において議長又は委員長の許可を得て、反問権を行使することができる。

- 2 反問権を行使することができる答弁者は、市長その他反問の対象となる質疑又は質問に関する事務を所管する者とする。
- 3 答弁者は、反問権の行使の開始と終了を明確にしなければならない。
- 4 議長は、持ち時間制による質問において答弁者が反問権を行使した場合にあっては、反問及び反問への回答に係る時間は質問の持ち時間に含めず、議事進行に支障がない範囲内において別に必要な時間を確保するものとする。
- 5 議案の質疑において、反問権の行使に伴う答弁者の発言及び議員の回答は、質疑の回数に含めないものとする。
- 6 議長又は委員長は、反問の内容が反問権の行使の趣旨に合わないとは判断した場合は、注意又は制止することができる。

（議員の責務）

第4条 議員は、答弁者の反問に対して回答するものとする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議会運営委員会において協議し、運用指針としてまとめ、これを議員及び市長等へ通知する。

反問権の運用指針（案）

1 反問権の行使について

反問権を行使する場合の手順を次のとおりとする。

- (1) 反問権を行使しようとする答弁者は、挙手をし、議長又は委員長から指名を受ける。
- (2) 指名を受けた後、反問権の行使により質疑又は質問の趣旨を明確にしたい旨を議長又は委員長に告げ、許可を申し出る。
- (3) 議長又は委員長は、反問権の行使の許可を宣告する。議長は、持ち時間制による質問において答弁者の反問権の行使を許可した場合、事務局に対して残時間の停止を指示する。
- (4) 反問権の行使の許可を得た後、答弁者は議員に反問する。
- (5) 議員は、反問に対する回答をする。
- (6) 議長又は委員長は、必要に応じて反問を行った答弁者に反問の終了を確認する。
- (7) 議長又は委員長は、反問及び反問に対する回答が終わったと判断したら、反問権の行使を終了し議事（質疑・質問）の再開を宣告する。議長は、持ち時間制による質問においては、事務局に対して残時間の停止の解除を指示する。

2 反問及び反問への回答を行う場所について

- (1) 答弁者は、次に掲げる場所において反問するものとする。
 - ア 市長 本会議場においては執行機関側中央の演台。それ以外においては自席。
 - イ 市長以外の者 自席
- (2) 議員は、次に掲げる場所において回答するものとする。
 - ア 代表質問及び一般質問 質問席
 - イ 上記以外 自席

3 その他

反問権の定義及び議会での反問権付与の検討経過について、議会側と執行機関側で確認をした事項は次のとおり。

【確認事項】

飯田市議会は、市の意思決定の場としての議会における議論を尽くすため、市執行機関に反問権を付与する。

（議会での反問権付与の理由）

- (1) 市議会は「言論の府」であり、市の意思決定の場であることから、よりの確な議論が行われることが期待される。
- (2) 市議会における議論は、市民の福祉の増進に資するための政策実現に向けたも

のであることから、その内容が理解されるために、論点や争点が市民に明確に伝わる必要がある。

- (3) 反問権の付与により議論の活性化が図られることは、議員個々の資質向上にもつながり、もって議会力の向上に寄与することが期待される。

反問の具体的な運用例 [本会議 一般質問]

議員（質問席）：[質問]

市長（自席）：議長。（市長挙手）

議長（議長席）：市長。（指名）

市長（演台）：ただいまの□□議員の質問（質疑）について、質問の趣旨を明確にしたいため、反問権の行使を許可願います。

議長（議長席）：ただいまの反問権の行使の要求については、これを許可します。
事務局は、これより残時間を停止してください。
市長。（指名）

市長（演台）：□□議員の△△についての根拠をお示してください。

議長（議長席）：□□議員。（指名）

議員（質問席）：ただいまの市長からの反問について、お答えします。
△△については、××ということです。

議長（議長席）：反問に対する回答がなされましたが、これでよろしいですか。

市長（自席）：（挙手）

議長（議長席）：市長。（指名）

市長（演台）：これで反問を終了いたします。

議長（議長席）：以上で反問権の行使を終了いたします。
これより、一般質問を再開いたします。
事務局は残時間の停止を解除してください。
市長。（指名）

議案の分割付託に関する課題整理

1 分割付託に関する見解

議案は一体不可分のもので、これを分割して扱うことはできない。

○行政実例では「予算は不可分であって、委員会としての最終的審査は一つの委員会において行うべく、二以上の委員会で分割審査すべきものではない」とされています。

(昭和 29 年 9 月 3 日自丁行発第 160 号 山口県議会議員宛 行政課長回答)

- ・多くの議会で分割付託による委員会審査が行われてきた背景としては、
 - ①予算（決算）は住民生活に直結した重要な議案であり、特に当初予算は行政の一年間の事業の予定を表すものであり、議会として全議員が審査に関わる必要性を感じていた。
 - ②以前は、地方自治法の規定により、複数の常任委員会への所属制限があり、全議員参加の予算（決算）常任委員会の設置は事実上不可能であった。
 - ③全議員による予算特別委員会を設置する手法もあるが、特別委員会は特定の議題に期間限定で設置するのが原則であるため、継続的に調査研究を進める必要のある予算審査の場としては適切ではないとの判断もある。

以上の項目があげられます。これらを総合的に判断し、分割付託という手法を選択してきたものと推察します。

一方で、平成 18 年の地方自治法の改正により、常任委員会への重複所属も認められることになったことから、近年は不適切な対応を是正する視点から、予算（決算）常任委員会の設置を進める議会が増えています。

(議会運営の実際 22 P205 複数所属が認められた以降も分割付託を継続することは「はるかに違法性が高い」との記載があります。)

2 審査について

- ・委員会に付託された議案は、委員会で審査を終了し本会議で委員長報告を受けないと、再度本会議で議題として審議できません。そのため、分割付託された予算案についても、委員会で採決し本会議で委員長報告を行っています。しかし、分割付託された予算案は、歳入歳出の合計額に差異が生じており、分割の部分だけでは、予算案として成立していません。その状況で予算の可否を表明することに対する疑義もあります。

3 常任委員会で採決態度に違いがあった時の対応について

- ・委員会付託された議案は、本会議で委員会での審査結果の報告を受け、質疑、討論、採決の順で審議を行います。採決態度が同一であれば、スムーズに議事進行できますが、採決態度に違いがある場合は、討論や採決をどのような順で行うべきか不明です。
- ・また飯田市議会会議規則第 96 条に規定されている「連合審査会」により事前に採決態度を統一することも想定されますが、連合審査会は、ある事件を付託された委員会が、当該事件と関係のある他の委員会を招いて、その説明、意見及び質疑をよく聞いてよりよい審査をしようとしたねらいであって、参加する委員には討論権はないとされており（委員会条例逐条解説より）実際に意見統一の場とすることには疑義があります。

(連合審査会では討論、採決はできないとされています。：議会運営の実際 22 P137)

4 委員会による修正について

- ・分割付託においては委員会における修正もできないものと解されています。単に歳出を減らすだけでは整合性が取れないため、歳入も減ずる必要がありますが、財源に一般財源を伴うものは、一般財源の歳入が総務委員会の扱いであるため、単独委員会での修正は行えません。仮に財源がすべて特定財源であれば修正を行うことは可能と考えられますが、結果として委員会としての採決態度が違っていることから、本会議での審議が困難となります。

そのため、議会運営の解説本では、本会議に修正案を提案することを確認したうえでの、原案可決の手法が示されています。

これらは、議案を分割付託し、その状況で採決をしていることに関する課題であり、常任委員会への重複所属が可能となった今日では、予算（決算）常任委員会を設置することで、これらの課題への対応ができるものと思われます。